

令和2年度
厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究

研究代表者 飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター 総長

研究要旨

本研究では、2年計画の2年目として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進める目的として、下記の研究を実施した。

（1）法令検証については、指定基準に関して、盲導犬訓練施設と介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の根拠制度が異なっていること、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業では、苦情解決のための体制が整備されていることが明記されているのに対して、盲導犬訓練施設では明記されていない点が異なっていた。盲導犬訓練施設の設備及び運営に関する基準の観点は、他の身体障害者社会参加支援施設の基準の観点と共通していた。指導監査に関しては、社会福祉法第70条が根拠となり、身体障害者社会参加支援は第2種社会福祉事業であることから、都道府県による指導監査の対象になっている。ただし、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指導監査がどの程度、都道府県で実施されているのかについては、今後の研究課題である。

（2）衛生管理については、2年計画の2年目として、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進める目的として、1年目に行った補助犬訓練事業者へのヒアリング調査や文献、併せて家庭犬の衛生管理の現状から、現行のガイドラインの問題点を抽出した上、補助犬が社会に受け入れるために必要な衛生管理と行動管理を具体的に示し、これらを補助犬訓練事業者が行うべきことと使用者が行うべきことに分類し、それらの根拠と背景、さらに補助犬訓練事業者が使用者に対して補助犬の衛生管理を具体的に指導することができるような手引きを作成し、全ての補助犬育成事業者および認定法人に配布した。

（3）受け入れ促進については、補助犬使用者が補助犬を同伴して、施設等を利用する際の課題を明らかにした上で、受け入れ施設等（業界）ごとに留意点をまとめ、ガイドブックを作成することを目的とした。補助犬使用者の施設利用に関する文献調査、既存ガイドラインの検証に加えて、補助犬使用者の受け入れに関する行政の対応、受け入れ施設等の補助犬（法）の認知度、補助犬使用者の受け入れに対する不安や意識について調査した。また、補助犬使用者が施設等への補助犬同伴の受け入れを円滑に進めるために行っている工夫や対策を調査した。これらの結果を受け、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心した社会活動を営めるよう、業界特有の懸念にも配慮したガイドブックを作成した。

（4）需要推計については、補助犬が適応となる障害者の状態像と、補助犬の需要推計方法を検討し、その試算を行うことを目的として、文献調査を行い、需要に関連する要素を抽出し、要素や推計の計算式の案を作成し、検討を行った。その結果、需要推計の先行研究は少なく、計算式や数値に課題があることが示唆された。また、需要推計に関する要素としては、管理能力、年齢、利用適性の評価、犬の飼育率、住居の種類等が考えられ、暫定的に計算式案と試算を行った。しかし、現状の身体障害者補助犬法では補助犬を支給する障害者の基準が明確に定義されていない。そのため、現状では、補助犬の需要推計について、根拠を持って、正確な推計を行うには困難があることが明らかになった。今後、補助犬が支給される障害者の障害程度や機能、環境等、その基準および要件、また認定のあり方を明確にしていくことが期待される。

研究分担者

水越美奈・日本獣医生命科学大学教授

山本真理子・帝京科学大学講師

清野絵・国立障害者リハビリテーションセンター研究所室長

研究協力者

小澤温・筑波大学教授

A. 研究目的

本研究では、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬：以下、補助犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進めるために、下記を達成することを目的とする。

1. 法令検証

身体障害者補助犬法および同法施行規則等に関する法制度の検証を行うことを目的とした。身体障害者補助犬法の中でも、身体障害者福祉法第 33 条に規定される盲導犬訓練施設、同法の第 4 条の二の 3 に規定される介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定法人の指定、認定の基準および監査の仕組みを、他の身体障害者社会参加施設との比較しながら課題を抽出し、今後のあり方を検討することを目的とした。

2. 衛生管理

平成 13（2001）年度に厚生労働科学特別研究にて「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が作成されたが、前年度の研究により、このガイドラインは活用する主体を補助犬使用者と獣医師としているものの、双方が行うべき対応等が明確に区分されていないことがわかった。補助犬の衛生や健康の確保のためには、補助犬育成事業者がこれらに対して正しい理解をしたうえで使用者へ指導し、使用者は適切な衛生管理を行うことが必要である。これらを実施できることを目的として、訓練事業者と使用者に向けた具体的な手引きを作成することとした。

3. 受け入れ促進

補助犬使用者が補助犬を同伴して、施設等を利用する際の課題を明らかにした上で、受け入れ施設等（業界）ごとに留意点をまとめ、ガイドブックを作成することを目的とした。

4. 需要推計

障害者のニーズを的確に把握するために、身体障害の状態を踏まえた、補助犬の種別毎の需給推計方法について検討し、需給推計方法を提案し、試算を行うことを目的とした。

B. 研究方法

1. 法令検証

盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準に関して比較検討を行う。次に、これらの訓練施設および訓練事業と他の身体障害者社会参加支援施設の設備および運営に関する基準を比較する。比較は、施設・設備基準の有無、人員基準の有無、指導監査の有無などの観点から検討する。

2. 衛生管理

下記の方法で研究を行った。

- ① 現行の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康ガイドライン」を参考に項目を抽出する。
- ② 前年度のヒヤリングや文献検索、最近の新興感染症などの報告を参考に追加項目を検討する。
- ③ 1, 2 で挙げた項目の情報について、研究協力者（日本介助犬協会事務局長であり医師の高柳友子先生、帝京科学大学アニマルサイエンス学科准教授であり大阪府獣医師会会長の佐伯潤氏）に項目の妥当性について意見を伺い、これらの項目を選択した根拠や管理の方法について、国内外の文献検索を行う。
- ④ 1～3 を基に、手引き（案）を作成する。
- ⑤ 作成した手引き（案）について、前年度にヒヤリングを行った訓練事業者（盲導犬、介助犬、聴導犬）、研究協力者、補助犬使用者（盲導犬、介助犬、聴導犬より各 1 名）、厚生労働省担当（関連）職員によりご意見をいただく。

- ⑥ 最終案を作成し、同様にチェックをいただいた後、編集と印刷を行ない、訓練事業者、認定法人等、関係各所に配布する。

3. 受け入れ促進

下記の方法で研究を行った。

- ① 補助犬使用者の施設利用

補助犬使用者の施設利用に関わる過去の文献ならびに事例を精査した。また、補助犬の受け入れに関わる過去の事例を収集し、内容をまとめた。

②医療機関向けガイドラインの検証

厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容を検証した。また、ガイドラインの内容について現場の意見を把握するため、全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院のうち、病院への補助犬使用者の受け入れを検討したことがあると考えられる病院から10病院を無作為に選び、電話にてヒアリング調査を行った。

③行政の取り組み

保健所（全国471ヵ所）を対象に、補助犬に関する相談への対応事例を調査した。依頼文、調査概要、調査紙を郵送し、無記名回答を依頼した。また、省庁による相談や啓発等についての実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

④受け入れ施設（者）等への調査

リハビリテーション専門職に所属病院における補助犬使用者の受け入れ状況や受け入れに関する不安の有無とその内容についてアンケート調査を行った。

全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院を対象に、補助犬使用者の受け入れの状況、受け入れに向けた対策、受け入れに関する不安の有無とその内容等についてアンケート調査を行った。

個人飲食店を対象に補助犬使用者の受け入れについて調査を行った。また、賃貸住宅業界団体の会員を対象に、補助犬使用者に対する賃貸住宅の斡旋／貸出の状況について調査した。

地域の宿泊施設（主に旅館）を対象に調査を実施した。

⑤使用者調査

補助犬使用者を対象にアンケート調査を行い、施設利用時の対策や工夫について調査した。アンケート調査の協力者のうち、追加調査に同意が得られた者を対象に、補助犬を同伴した施設等の利用に関わる具体的な事例を収集した。追加のヒアリング調査は、メールもしくは電話にて行った。

使用者調査は、帝京科学大学「人を対象とする研究倫理審査」の承認を得て実施したものである（承認番号：20A007）。

⑥ガイドブックの作成

受け入れ施設等への調査結果、使用者調査で得られた対策や工夫、事例をふまえて、業界ごとに留意点をまとめ、受け入れガイドブックを作成した。

4. 需要推計

国内外の文献を網羅的に調査し、先行研究における需要推計について整理し、また需要推計の要件を抽出、検討した。次に、文献調査による抽出された、補助犬が適応となる障害者の状態像と需要推計の要件から、計算式を提案し、需要推計の試算を行った。

C. 研究結果・考察

1. 法令検証

指定基準に関して、盲導犬訓練施設と介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の根拠制度が異なっていること、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業では、苦情解決のための体制が整備されていることが明記されているのに対して、盲導犬訓練施設では明記されていない点が異なっていた。盲導犬訓練施設の設備及び運営に関する基準の観点は、他の身体障害者社会参加支援施設の基準の観点と共通していた。指導監査に関しては、社会福祉法第70条が根拠となり、身体障害者社会参加支援は第2種社会福祉事業であることから、都道府県による指導監査の対象になっている。ただし、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指導監査がどの程度、都道府県で実施されているのかについては、今後の研究課題である。

2. 衛生管理

2-1. 結果

作成した手引きについては、現行のガイドラインの項目にカプノサイトファーガ感染症などの新興感染症や、ブルセラ感染症、遺伝性疾患等の補助犬候補犬の繁殖について、さらに使用者からの希望も考慮し、熱中症などについての管理を追加記載した。また補助犬育成事業者と使用者がそれぞれ実施すべき項目を分け、さらに使用者の管理能力を配慮し、『補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き 第1版』としてまとめた。

2-2. 考察

身体障害者補助犬法で補助犬の衛生確保や行動管理についての条文があるにもかかわらず、今まで、それらについて具体的に実施するための項目や指針

についてまとめられたものがなく、訓練事業者が独自に行っていた。衛生管理や行動管理、そして候補犬の選択や健全な繁殖は、補助犬が社会で受け入れられるために必要である。今回、訓練事業者や使用者が行うべき手引きを作成したことで、補助犬の衛生管理が向上し、課題となっている補助犬の受け入れが一層促進されることを願う。また今回の手引きは「第1版」としたが、今後さらに必要となる項目を増やしたり、内容を改善するなど、継続して改訂版を作成していきたいと考えている。

3. 受け入れ促進

3-1. 補助犬使用者の施設利用

調査の結果、補助犬使用者の施設等への受け入れに関わる34件の報告書・論文が対象となった。調査によって数値は大きく異なるものの、受け入れ拒否を経験している使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、補助犬法を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は4割程度いた。特に飲食店での拒否が多く、次いで宿泊施設、医療機関の順に拒否が多い傾向にあった。

3-2. 医療機関向けガイドラインの検証

厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容について検証したところ、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっており、見方によっては受け入れなくても良いような印象を受ける文面になっていた。補助犬を受け入れられない区域・場面については、具体例を挙げて説明し、一般の人が立ち入ることのできる区域であれば、受け入れることが基本であることを説明することが好ましいと考える。また、ガイドブックには、補助犬の安全・衛生面の情報について、より詳細な記載が求められる。

3-3. 行政の取り組み

対象とした保健所(471施設)から、365部の回答が得られた(回収率77.5%)。過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は26施設(7.1%)であった(うち同伴拒否に関する相談:21施設(5.8%、37事例))。一方、飲食店や医療機関から相談を受けた経験のある保健所は、それぞれ52施設(14.2%)、8施設(2.2%)であり、特に飲食店が補助犬の受け入れに不安を感じている現状が伺えた。

12の省庁から回答を得た。障害者差別解消法に基づく対応要領について職員向けに研修を行う省庁は

10あり、そのうち補助犬の内容を取り扱っていたのは2省庁(警視庁、国土交通省)であった。3省庁(人事院、外務省、金融庁)で補助犬使用者の来庁経験があり、いずれも来庁への不安はないとの回答であった。

3-4. 受け入れ施設(者)等への調査

①リハビリテーション専門職

リハビリテーション専門職40名より回答が得られた。回答者の所属病院が補助犬使用者の受け入れについて何らかの取り組みをしていると答えた人は5名(12.5%)だった。補助犬の受け入れについて不安を感じると回答した人は15名(37.5%)であった。

②病院

826病院に調査を依頼し、そのうち334病院より回答を得た(回収/有効回答率40.4%)。過去5年間の補助犬使用者の来院経験のある病院は17.7%であった(不明、無回答:各13.8%、0.6%)。来院経験のある病院のうち、来院人数は1名と回答したのは52.5%、2名と回答したのは8.5%、3名8.5%、4名3.4%、5-9名1.7%、10名以上1.7%、不明23.7%であり、受け入れ経験があっても限られた使用者のみの利用であることが示された。補助犬使用者の来院についての不安の有無について、ある23.7%、ない29.0%、わからない45.5%であった。

③個人飲食店

U市では、20店舗(対象36店舗)、E駅周辺では、36店舗(対象172店舗)の協力が得られた。調査の結果、補助犬法を知らないと答えた割合は、U市16店舗(80.0%)、E駅周辺16店舗(44.4%)であった。補助犬使用者の来店経験はU市が0店舗、E駅周辺が6店舗(16.7%)であった。補助犬使用者の来店について「可」と答えた店舗は、U市6店舗(30.0%)、E駅周辺19店舗(52.8%)であった。どちらの地域でも依然として補助犬への理解が進んでいないことが明らかになった。

④賃貸住宅管理/所有者

2つの業界団体の協力が得られ、合計1,116名から回答を得た。補助犬法を知らないと回答した人は53.2%いた。補助犬使用者から借用の希望があった場合に住宅の斡旋/貸出を行うと答えた人は8.0%であり、補助犬使用者の賃貸住宅借用は非常に難し

い現状にあることが明らかとなった

⑤宿泊施設

地域の宿泊施設 38 施設のうち、21 施設（主に旅館）の回答が得られた。補助犬法を知らないと答えた施設は 6 施設（28.6%）であり、補助犬使用者を受け入れた経験がある施設は 8 施設（38.1%）であった。そのうち補助犬を受け入れた際に、問題を感じたことがあると答えた施設は 2 施設であった。どのような問題を感じたか複数回答で回答してもらったところ、1 つめの施設は「補助犬の衛生面」と「他の利用者の反応」、もう 1 方の施設はそれに加えて「補助犬への対応」を挙げている。

⑤使用者調査（アンケート／ヒアリング）

協力を依頼した訓練事業者のうち、盲導犬訓練事業者は、9 団体の協力が得られた（81.8%）。アンケート調査では、245 名の補助犬使用者から回答が得られた。内訳は、盲導犬使用者 231 名、介助犬使用者 9 名、聴導犬使用者 5 名であった。ヒアリング調査では、88 名の協力が得られた。内訳は、盲導犬使用者 79 名、介助犬使用者 6 名、聴導犬使用者 3 名であった。

アンケート回答時から過去 1 年間にさかのぼり、補助犬を同伴していることで施設等の利用を拒否された経験のある者は、59.6%（146 名）であった。ただし、本調査は 2020 年 9 月から 12 月に行われたものであり、「過去 1 年」の大半は、コロナ禍に伴う外出自粛や行動変容の影響を受けていることを考慮する必要がある。新型コロナウイルスが流行する前に行われた盲導犬使用者を対象とした 2 つの調査（公益財団法人アイメイト協会、2019 年(N = 85)、認定 NPO 法人全国盲導犬施設連合会、2020 年(N = 643)）では、調査前のおよそ 1 年間に補助犬の同伴拒否を経験した使用者の割合は、それぞれ 52.9%と 52.3%であった。この数値と比べると、今回の調査で報告された同伴拒否の割合はやや高い結果であった。外出制限により施設を利用する頻度が低くなったにもかかわらず、同伴拒否が多く報告されたのは、コロナ感染を理由にした受け入れ拒否が発生していること（公益財団法人日本盲導犬協会、2021）も影響している可能性がある。

補助犬同伴拒否の経験がある場合、最も記憶に残っている 3 事例について、施設の種類（例：飲食店、宿泊施設、タクシー等）、実際に使用者として取った

行動、それにより受け入れが認められたかどうかを尋ねた。合計 274 事例の報告があった。拒否事例のあった施設等の内訳は、飲食店 137 件（50.0%）、病院 42 件（15.3%）、スーパー・コンビニ・デパート 26 件（9.5%）、交通機関 24 件（8.8%、うちタクシー 22 件、バス・飛行機 1 件ずつ）、宿泊施設 17 件（6.2%）、娯楽施設 9 件（3.3%）、その他 19 件（6.9%）であった。実際に取った行動（自由記述、複数回答あり）としては、施設スタッフに補助犬であること、補助犬法の存在を伝える等、ユーザー自身その場で交渉（説明）する 170 件（62.0%）、訓練事業者や普及啓発団体に連絡する 37 件（13.5%）、補助犬法や補助犬に関する啓発パンフレットを渡す 21 件（7.7%）、拒否のあった施設等の本社やテナントの入る管理会社に連絡する 21 件（7.7%）、行政に相談する 21 件（7.7%）、なにもせずに諦める 15 件（5.5%）、未記入 12 件（4.4%）、その他 4 件（1.5%）であった。同伴拒否を経験した場合、使用者自身その場でスタッフに交渉するケースが最も多く 6 割に上った。ヒアリング調査では、受け入れ拒否に遭った場合、その場では無理に交渉せずに第三者に介入してもらおうという意見が聞かれた。また、ヒアリング調査では、料理店の経営者が外国人の場合、受け入れ拒否に遭っても言葉の壁があり説明ができないという事例があった。また、外国人労働者の増加により、コンビニエンスストア等でも同様に言葉が通じないことで困難を感じた経験をした使用者もいたことから、ガイドブック作成時には、多言語パンフレットの必要性が伺われた。

さまざまな施設で補助犬同伴拒否に遭わないようにどのような工夫を行っているか尋ねたところ、546 件の回答が得られた（自由記述、複数回答あり）。内訳は、以下のとおりである。

- 衛生面に関する対策 277 件
（服を着せる、日ごろから清潔に保つ、敷物の上に待たせる、利用後に清掃する等）
- 事前確認 116 件
（問い合わせ、予約、説明、依頼、パンフレットを持ち歩く等）
- 犬の行動管理 55 件
（自分のそばから離れないようにする、排泄管理等）
- 使用者自身のふるまい 40 件
（補助犬がいても良いか聞かずに自然に入る、堂々とふるまう、他者への気配り（声かけ）を忘れない、好感をもたれるふるまい（感謝する・愛想良く・丁寧

寧に)等)

- 利用する施設を選ぶ 24 件
(チェーン店のみ利用する、教育されている施設を選ぶ、いつも同じ施設を利用する、断られる要素(狭い、畳敷き等)のある施設は避ける等)
- 待機場所の工夫 8 件
(ハウスを持参して待たせる、場所をスタッフと相談して決める、狭い店では歩き回らない等)
- 混雑する時間・場所を避ける 5 件
- 教育・啓発活動への参加 5 件
- 自宅や車内に待機させる 4 件
- その他 12 件

⑥ガイドブックの作成

2019(令和元)年度に実施した医療機関、飲食店、宿泊施設等を対象とした調査と既存のガイドブックの検討、ならびに、2020(令和二)年度に実施した補助犬使用者調査の結果を踏まえ、業界別のガイドブックを作成した。作成したガイドブックは、飲食店編、医療機関編、宿泊施設編、公共交通機関編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編である。また、補助犬使用者の多くは、施設等への説明においてパンフレットを多用していることが明らかになったことから、ガイドブックの要約版として、業界別のパンフレットも作成した。さらに、ヒアリング調査を受けて、多言語パンフレット(英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、ベトナム語)を作成した。最後に、ガイドブックおよびパンフレットの内容は、業界関係者、訓練事業者、補助犬使用者にそれぞれ確認・助言を求め、現状に即した内容となるよう加筆・修正を加えて完成とした。

4. 需要推計

補助犬の需要推計については国内の盲導犬について下記の2件の推計値が確認できた。1件は20年以上前の調査であり、盲導犬希望者数は約7,800人であった。次に、もう1件は2017年に発行された日本盲導犬協会50周年記念誌に記載されている数値であり、盲導犬希望者数は約3200~2600人となっている。これらの課題として、①視覚障害者1級・2級に限定する根拠が示されていないこと、②計算式に用いる指標の数が少ないこと、③希望者数の根拠となる調査の対象者数が少なかったり、調査の詳細が示されていないため信頼性を検証できないことが挙げられる。

補助犬の需要推計に関連する可能性がある要件として、先行文献では補助犬の管理能力、年齢、利用適性に関する評価、適性、使用の希望の有無が報告されていた。

補助犬使用者の状態像や上記の要件をふまえると、対象となる障害と障害者手帳の等級、管理能力や社会参加の可能性をふくめた年齢等が計算式の要素として考えられる。なお、実態に近い推計値を算出するには、犬の飼育を希望するかどうかや可能かどうかと関連する飼育率や一戸建ての割合等が関連要素として関連する可能性もある。しかし、補助犬を支給する障害者について、身体障害者補助犬法で明確な基準はない中で、それらの要件を使用することは、補助犬希望者を根拠なく狭めてしまう懸念がある。これらをふまえて、記に現時点での補助犬使用者の推計値の計算式(案)を示し、推計値を算出した。

①補助犬需要推計の計算式(案)

補助犬の需要推計値＝

「対象障害者数(障害種別・障害者手帳の等級)」
×「年齢(18~65歳以下)」

②補助犬の需要推計の試算値

下記に判明している数を入力し、推計値を算出した。なお、この推計値は試算であり、必要な数値が不明なものは、今後より正確な数値の把握が必要である。また、現時点で、把握できる数を入力した最大値である。また、それぞれ障害の等級は反映していないためかなり暫定的な値となっていることに留意されたい。

・盲導犬の需要推計値(暫定)

「対象障害者数(視覚障害)」×「年齢(18~65歳以下)」＝88,000人

・聴導犬の需要推計値(暫定)

「対象障害者数(聴覚障害)」×「年齢(18~65歳以下)」＝64,000人(聴覚障害のみの数は不明・聴覚・言語障害64,000人)

※聴覚障害のみの数は不明で、聴覚・言語障害の数をういたため、実際の値はさらに少なくなる

・介助犬の需要推計値(暫定)

「対象障害者数(視覚障害)」×「年齢(18~65歳以下)」＝539,000人

D. 結論

1. 法令検証

盲導犬訓練施設に関して国家公安委員会の監督権限は大きいこと、身体障害者社会参加支援施設の設定及び運営に関する基準に盲導犬訓練施設も準じていることが明らかになった。身体障害者補助犬法の趣旨からみて、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業と聴導犬訓練事業の指定、認定の基準および監査制度の一元化が必要である。

2. 衛生管理

今回の研究の主課題である『身体障害者補助犬の質の確保と受け入れの促進』には、衛生管理や行動管理、候補犬の健全な繁殖（または健全な選択）は欠かせない。適切な指導や支援をするための情報提供については常にアップデートする必要があると考える。

3. 受け入れ促進

使用者が補助犬を同伴して施設等を利用する際の課題を受け入れ施設側と使用者の視点から明らかにした。施設等の受け入れ体制はまだ不十分であり、補助犬使用者の多くは補助犬の同伴拒否を経験していた。多くの受け入れ施設等は補助犬使用者の受け入れに複数の不安（特に他の利用者の反応への不安）を抱えているものの、受け入れに向けた具体的な対策を講じている施設は限られていた。一方、補助犬使用者は、使用者としての義務（衛生・行動管理）の遂行はもちろんのこと、施設側や他の利用者に配慮したさまざまな工夫や対策を講じていた。また、同伴拒否が発生した際、施設側への働きかけにより、受け入れに転じているケースは半数以上あることが示された。つまり、補助犬法や補助犬への正しい理解が受け入れ施設側に事前に備わっていることで、同伴拒否の発生や事前の確認や説明といった手間にかかる作業は多分に解消されるといえる。これらの結果を受け、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心した社会活動を営めるよう、業界ごとの特有な懸念にも配慮したガイドブックを作成した。

4. 需要推計

文献調査の結果、需要推計の先行研究は盲導犬の2件のみであり、計算式や数値に課題があることが示唆された。また、先行研究から、補助犬の使用者の

障害や等級、また需要推計に関連する可能性がある明らかになった。しかし、身体障害者補助犬法に補助犬を支給する障害者の明確な基準がないため、恣意的に要件を追加することは、補助犬使用の可能性を狭めてしまう懸念があった。また、先行研究の補助犬の希望率には課題があること、また等級ごとの障害者の数は使用できるデータが公表されておらず計算式に入れることができなかった。そのため、今回、作成した補助犬の需要推計の計算式は、先行研究と比べても大きくなっており、現実的な推計値とは言えない。

身体障害者補助犬法の課題として、補助犬の支給の基準が明確に定義されていないため、根拠を持った実態を反映した需要推計が難しいことが明らかになった。今後、補助犬を支給される障害者の基準や要件、評価のあり方が明確化されることで、真に補助犬を必要とする障害者に、適切に補助犬や関連するサービスが提供されることが期待される。

E. 健康危険情報

該当なし

F. 研究発表

1. 論文発表

山本真理子, 佐藤亜樹, 高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて. 日本身体障害者補助犬科学研究, 査読中.

2. 学会発表

清野絵, 飛松好子. 身体障害者補助犬の需要推計の検討: 盲導犬, 聴導犬, 介助犬が適応となる障害者の需要推計式の提案と試算. 日本リハビリテーション連携学会第22回大会. 2021年3月7日 (オンライン)

G. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。発表した『補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き 第1版』に関しては、クリエイティブ・コモンズ (CC BY-NC-ND 表示-非営利-改変禁止) ライセンスの下でライセンスされるようにした。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>

盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業と他の身体障害者社会参加支援施設との比較制度研究

研究協力者 小澤 温 筑波大学大学院人間総合科学学術院 教授

研究要旨

本研究は、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定法人の指定、認定の基準および監査の仕組みを、他の身体障害者社会参加施設との比較しながら課題を抽出し、今後のあり方を検討した。その結果、盲導犬訓練施設に関して国家公安委員会の監督権限は大きいこと、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に盲導犬訓練施設も準じていることが明らかになった。身体障害者補助犬法の趣旨からみて、盲導犬訓練施設に準じて、介助犬訓練事業と聴導犬訓練事業の指定、認定の基準および監査制度の充実が必要である。

A. 研究目的

本研究は、身体障害者補助犬法および同法施行規則等に関する法制度の検証を行うことを目的とした。身体障害者補助犬法の中でも、身体障害者福祉法第33条に規定される盲導犬訓練施設、同法の第4条の二の3に規定される介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定法人の指定、認定の基準および監査の仕組みを、他の身体障害者社会参加施設との比較しながら課題を抽出し、今後のあり方を検討することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では、最初に、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準に関して比較検討を行う。次に、これらの訓練施設および訓練事業と他の身体障害者社会参加支援施設の設備および運営に関する基準を比較する。比較は、施設・設備基準の有無、人員基準の有無、指導監査の有無などの観点から検討する。

（倫理面への配慮）

法制度の比較研究のため、人を対象として研究ではないので、特に、倫理面への配慮の必要性はない。

C. 研究結果

1. 盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準に関して比較検討

盲導犬訓練施設の指定基準に関しては、国家公安委員会規則第17号に規定されている。その概要は次の4点である。①盲導犬として必要な訓練をする業務、認定する業務（盲導犬訓練業務等）の実施に関し適切な計画が定められていること、②盲導犬訓練業務等を行う施設が訓練士等として必要な知識、技能を有するものが置かれ、必要な設備を備えていること、③必要な経理的な基礎を有すること、④盲導犬訓練業務等が不公平になるおそれのないこと。これに対して、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定基準に関しては、身体障害者補助犬法施行規則第7条に規定されている。その概要は次の6点である。①適正な法人運営、業務が適性に実施されていること、②身体障害者補助犬の訓練の業務または研究の業務を適正に行っていること、③必要な経理的な基礎を有していること、④身体障害者補助犬の認定業務が不公平になるおそれがないこと、⑤必要な知識経験等を有する者により構成された審査委員会を設置していること、⑥苦情解決のための体制が整備されていること。

ること。

指定基準に関して、盲導犬訓練施設と介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の根拠制度が異なっていること、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業では、苦情解決のための体制が整備されていることが明記されているのに対して、盲導犬訓練施設では明記されていない点も異なっている。ただし、盲導犬訓練施設では、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の第10条に苦情解決が明記されていることから同様の内容が含まれていると判断できる。これに加えて、盲導犬訓練施設の指定法人は毎事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書等を国家公安委員会に提出する義務があること、指定法人の役員、訓練士等が盲導犬訓練業務等に対して不正な行為をした時は、当該指定法人に対して、国家公安委員会は役員、訓練士に対して解任を勧告できることから、国家公安委員会の監督権限は大きいことが理解できる。

2. 盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業と他の身体障害者社会参加支援施設の設備および運営基準の比較

盲導犬訓練施設に関しては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準の第4章に記載がされているが、介助犬訓練事業と聴導犬訓練事業の記載はされていない。そのため、他の身体障害者社会参加支援施設との比較は盲導犬訓練施設に限定して検討した。

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準では、身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設の4施設が記載されていることから、この4施設の比較を行った。それぞれの施設で業務内容が大きく異なるため、ここではどのような観点で基準が記載されているのかを中心に検討した。

その結果、身体障害者福祉センターでは、建築面積基準、設備基準、職員配置基準、運営規定、施設長の責務、衛生管理、利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲、が記載されている。

補装具制作施設では、設備基準、職員配置基準、職員の資格要件、共通項（運営規定、施設長の責務、利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲）、が記載されている。盲導犬訓練施設では、設備基準、職員配置基準、職員の資格要件、入所者の健康管理、共通項（運営規定、施設長の責務、衛生管理、利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲）、が記載されている。視聴覚障害者情報提供施設では、設備基準、職員配置基準、職員の資格要件、共通項（運営規定、施設長の責務、衛生管理、利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲）、が記載されている。

盲導犬訓練施設の設備及び運営に関する基準の観点は、他の身体障害者社会参加支援施設の基準の観点と共通しているが、入所者の健康管理に関しては、この施設の固有の基準であり、盲導犬と利用者を併せて訓練する事業の特徴として考えられる。

指導監査に関しては、社会福祉法第70条が根拠となり、身体障害者社会参加支援は第2種社会福祉事業であることから、都道府県による指導監査の対象になっている。ただし、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指導監査がどの程度、都道府県で実施されているのかについては、今回の研究では十分把握することができなかった。

D. 考察

指定基準に関して、盲導犬訓練施設と介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の根拠制度が異なっていること、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業では、苦情解決のための体制が整備されていることが明記されているのに対して、盲導犬訓練施設では明記されていない点が異なっていた。

盲導犬訓練施設の設備及び運営に関する基準の観点は、他の身体障害者社会参加支援施設の基準の観点と共通していた。

指導監査に関しては、社会福祉法第70条が根拠となり、身体障害者社会参加支援は第2種社会福祉事業であることから、都道府県による指導監査の対象になっている。ただし、盲導犬訓練施設、

介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指導監査がどの程度、都道府県で実施されているのかについては、今後の研究課題である。

E. 結論

本研究は、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定法人の指定、認定の基準および監査の仕組みを、他の身体障害者社会参加施設との比較しながら課題を抽出し、今後のあり方を検討することを目的し、各種の法制度の比較検討を行った。その結果、盲導犬訓練施設に関して国家公安委員会の監督権限は大きいこと、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に盲導犬訓練施設も準じていることが明らかになった。身体障害者補助犬法の趣旨からみて、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業と聴導犬訓練事業の指定、認定の基準および監査制度の一元化が必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表
特になし
2. 学会発表
特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし